平成２８年（フ）第５５９号
堺市南区竹城台１丁２番22―208号
債務者　梶谷　純子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８１７号
堺市堺区春日通３丁20、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町東１丁２番30―902号
債務者　金田　　淳
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２５号
堺市堺区緑ヶ丘中町２丁２番15号　トーヨーマンション305号
債務者　橘　　智美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４５号
堺市東区北野田450番地２
債務者　西岡　直子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５０号
大阪府柏原市国分市場２丁目２番27号、前住所大阪府柏原市田辺１丁目３番22―110号　ニシグチマンション
債務者　浅田　徹家
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５１号
大阪府柏原市国分市場２丁目２番27号、前住所大阪府柏原市田辺１丁目３番22―110号　ニシグチマンション
債務者　浅田まさみ
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８０号
大阪府高石市高師浜３丁目６番32号
債務者　中川　愛子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８８号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟127号室
債務者　郷野　久美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
和歌山県海南市大野中422番地　ビーネ　103
債務者　大和田智之
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１８号
和歌山県海南市下津町下224番地５　脇阪竜太方、住民票上の住所和歌山市中之島942番地５
債務者　脇阪　勇希
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３１９号
和歌山県海南市冷水869番地４
債務者　柴　知津子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２１号
和歌山市有本158番地９
債務者　福島　龍司（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５６７号
宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢40番地１
債務者　佐藤真由美（旧姓上東）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
仙台市太白区東中田４丁目20番17号
債務者　星　　彰博
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５７４号
宮城県亘理郡亘理町逢隈下郡字明神184番地　須田コーポ201
債務者　米島　慶一
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６５２号
仙台市宮城野区東仙台５丁目20番46号　コーポマルヤス202、従前の住所仙台市宮城野区岩切１丁目11番20号　㈱北國寝装内
債務者　眞壁　松雄
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６６８号
宮城県亘理郡山元町つばめの杜３丁目10番地１　町営つばめの杜住宅　Ｄ１－２、従前の住所宮城県亘理郡山元町山寺字頭無204番地７
債務者　阿部　幸治
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係